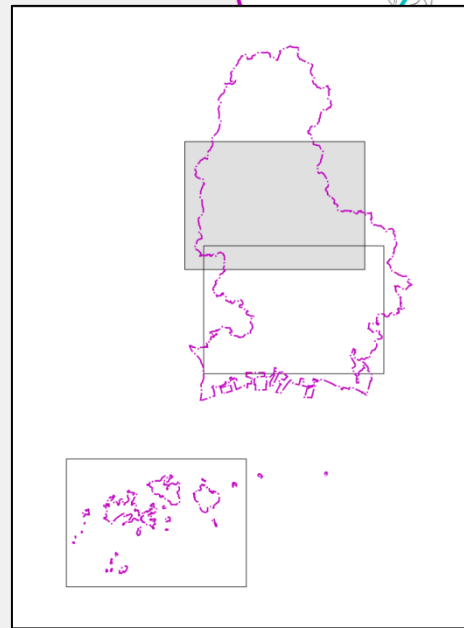


# 姫路市大規模盛土造成地マップ (北部)

## 大規模盛土造成地

- 盛土面積が3,000㎡以上の谷埋め盛土
- 原地盤面の勾配が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上の腹付け盛土

このマップは、宅地造成前後の地形図等の比較により抽出した大規模盛土造成地の位置を示したものです。地震が起きた場合、大規模盛土造成地が必ずしも危険というわけではありません。地下水の処理と盛土の締め固めが適切に行われている場合は安全であると考えられます。



- 谷埋め盛土
- 腹付け盛土
- 宅地造成工事規制区域
- 鉄道
- 主要な道路
- - - 市町境界
- 公共施設

0 1 2(km)  
S=1:25,000 (A1版)  
S=1:50,000 (A3版)

都市計画法(昭和43年)や宅地造成等規制法(昭和36年)等に基づく許可等を受けて造成された箇所については、当時の基準に適合した造成工事が行われております。宅地造成工事規制区域とは、宅地造成等規制法により指定された区域です。この区域内では、宅地造成に関する工事や宅地の保全について、災害の防止のため必要な規制を行っています。